

西条市農業委員会 令和6年度 第4回総会 議事録

1. 日 時 令和6年7月5日（金） 午後1時56分から午後2時38分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.7%
推進委員 出席者 30名 欠席者 0名 出席率 100.0%

○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂

会長代理 23番 真鍋 美鈴

委 員 1番	越智 一志	10番	篠森 均	19番	徳永 耕治
2番	明比 典正	11番	真鍋 覚	20番	宇佐美好正
3番	徳増 靖記	12番	武方 謙一	21番	余吾 秀利
4番	一色 達夫	14番	武田 弘文	22番	岡田 貴洋
5番	白木あゆみ	15番	武田 喜義		
6番	藤田 孝明	16番	曾我部英樹		
7番	近藤 明弘	17番	武田 安博		
9番	長谷川孝師	18番	山内ふさえ		

○欠席者氏名

13番 鈴木 伸二 24番 宇野 嘉秀

○推進委員出席者氏名

委 員 1番	寺田 昌直	11番	近藤 仁志	21番	高橋 寿夫
2番	一色 信之	12番	眞田 克彦	22番	佐山 林壺
3番	加藤 武司	13番	平木 克彦	23番	黒河 祐二
4番	高橋 滝雄	14番	中川 英隆	24番	渡部 靖
5番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣	25番	佐伯 保親
6番	伊藤 正夫	16番	山田 好一	26番	佐伯 静雄
7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	27番	玉井 隆志
8番	宮武 恭宏	18番	楠窪 和彦	28番	桑原 俊樹
9番	岡本 省三	19番	高木 秀昭	29番	小倉 謙治
10番	安藤 英利	20番	菅 辰郎	30番	日野 貴文

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹

事務局次長 高橋徹也 事務局担当次長 橋田勇作

事務局副主査 遠藤竜彦

7. 議事内容

事務局 定刻より若干早いですけれど、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から令和6年度 第4回西条市農業委員会総会を開会いたします。

皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 【会長挨拶】

事務局 それでは、議事の進行は、農業委員会会議規則の規定により、会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議 長 それでは、規定により私が本日の議長を務めさせていただきます。これより先は、着座にて進行させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議 長 まず、初めに私の方から議事録署名人を指名させていただきます。一色達夫委員、白木あゆみ委員の両委員にお願いをいたします。

本日、欠席届が農業委員から提出されております。13番 鈴木伸二委員、24番 宇野嘉秀委員から出ておりますのでご報告をいたします。

ただ今の出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関

する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

書記につきましては、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

農地法第3条関係

議 長 まず、農地法第3条関係、議案書については3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、65号について審議いたします。

本件について、〇〇委員は、当事者本人であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員退場)

議 長 それでは、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いいたします。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧ください。

65号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今、事務局より説明のありました1件であります。これについて、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 65号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんからも問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長	ありがとうございます。 『異議なし』ということですので、以上1件を原案どおり許可することといたします。 以上で、〇〇 委員に関する案件は終了いたしましたので、入場を認めます。〇〇委員さん、お入りください。 (〇〇委員着席)
議 長	審議を再開いたします。 残りの21件について、事務局より説明をいたします。
事務局	議案書4ページをご覧ください。 59号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。 60号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。 61号、62号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。 63号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。 64号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。 議案書5ページをご覧ください。 66号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。 67号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。 68号は、〇〇の農事組合法人 〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の有限会社 〇〇から所有権の移転を受けようとする申請でございます。 69号は、〇〇の有限会社 〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。 70号は、〇〇の 〇〇 株式会社が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。 71号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。 72号から77号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏、〇〇の 〇〇 氏、 〇〇 氏、 〇〇 氏、〇〇の 〇〇 氏、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようと

する申請でございます。

78号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

79号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書7ページをご覧ください。

80号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上21件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました案件の中で、59号、71号及び78号は新規就農であり、71号及び78号については面接を行っていただいておりますので、地区委員さんから報告をしていただきたいと思います。

まず、71号について、岡田貴洋委員さんの方からご報告をお願いいたします。

岡田貴洋委員 今回の新規就農希望者につきまして、6月19日に小松サービスセンターにおいて面接を行いました。面接を行ったのは、真鍋委員と私、岡田です。

当案件の申請人は、〇〇の 〇〇 氏、〇〇歳であります。〇〇氏は、〇〇の農地、〇〇㎡を買い受け、就農しようとするもので、野菜、シイタケ、いちじく等の耕作を予定しており、いちじくについては現在耕作されております。

〇〇氏の父が所有者から依頼されて管理していた申請地を、今回、子の〇〇氏が購入する運びとなりました。申請地はイノシシやサル被害がある所ではありますが、頑張って耕作していきたいとの事あります。規模拡大については今の所考えていないとの事あります。

こちらからは、西条市での営農や農地管理について説明し、面接を終了しました。農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。大変ご苦勞様でございました。

つづきまして、78号について、日野貴文委員さんの方からご報告をお願いいたします。

日野貴文委員 失礼します。

今回の新規就農希望者につきまして、5月29日に小松サービスセ

ンターにおいて面接を行いました。面接を行ったのは、宇野委員と私、日野です。

当案件の申請人は、〇〇の 〇〇 氏、〇〇歳であります。〇〇氏は、〇〇の農地、〇〇㎡を兄から買い受け、就農しようとするもので、梅、いちじく等、果樹の耕作を予定しております。〇〇氏は以前から〇〇地区の就農に興味があり、兄のかわりに申請地の管理もしていたことから、今回、購入の運びとなったものであります。今後の規模拡大については今の所は未定との事です。

こちらからは、西条市での営農や農地管理について説明し、面接を終了いたしました。農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けております。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

岡田委員さん、日野委員さんをはじめ面接に関わっていただきました委員のみなさん、大変お忙しい中、お世話になりました。

次に、59号につきましては、自家消費を目的とした農地取得であり、面接は行っておりませんので、事務局より報告をいたします。

事務局 失礼します。

59号の譲受人であります〇〇の 〇〇 氏は、〇〇の農地〇〇㎡を買い受け就農しようとするものであります。主に、じゃがいも、さつまいも、玉ねぎ、大根等、自家消費での野菜を耕作する予定であります。

今回、申請地の隣地にある宅地を購入の際に、農地付き物件であったことから、以前から興味があった農業をやってみたいということで今回の申請となっております。

耕作については、近隣農家からの支援を受ける予定との事です。現在のところ、規模拡大の予定はありません。また、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けております。

以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました21件であります。65号を除き、59号から順次、地元委員さんのご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

地区委員 59号 問題ありません。

60号 問題ありません。

61号、62号、63号 問題ありません。

	64号 問題ありません。 66号 問題ありません。 67号、68号 問題ありません。 69号 問題ありません。 70号 問題ありません。 71号、72号、73号、74号、75号、76号、77号 問題ありません。 78号、79号、80号 問題ありません。
議 長	ありがとうございました。 地元の委員さんの方からは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんか。
徳増靖記委員	はい。
議 長	徳増委員。
徳増靖記委員	最近、新規就農の方が非常に多くなっていると思うんですけど、家庭菜園の場合は事務局からの報告、そうじゃない場合は（委員の）面接で、今回、家庭菜園の場合でも面積的には広いと思うんですけど、面積によって（面接をする）とか、基準はないんですか。
事務局	お答えいたします。 家庭菜園の場合は、面接を行っておらず、面積によってどうするかといった基準はございません。今回の場合は1反半ですから面積が広いといえば広いですけど、3反とか4反とか（面積が）大きくなれば家庭菜園をやりますと言われても、例えば機械の問題であるとかなど、そういったことを含め、面接は必要ではないのかとは思いますが、事務局の方で疑義が生じた場合は、地元委員さんに相談のうえで面接の可否を決定するようにしているところでございます。
議 長	徳増さん、よろしいでしょうか。
徳増靖記委員	はい。
議 長	ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。 （意見なし）
議 長	ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上 21 件を原案どおり許可することいたします。

農地法第 4 条関係

議 長 次に、農地法第 4 条関係、議案書 8 ページ、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 議案書 9 ページをご覧ください。
7 号は、後ほど議案第 3 号でご審議いただきます 42 号の牛舎敷地への転用案件と関連した案件であり、〇〇の 〇〇 氏が、一体利用地である牛舎、飼料庫等の敷地への進入路として転用しようとする申請でございます。
以上 1 件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。
ただ今事務局より説明がございました 1 件であります、これについて、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。
よろしくお願いをいたします。

地区委員 7 号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題ないということですが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上 1 件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条関係

議長 次に、農地法第5条関係、議案書については10ページになります。
議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 議案書11ページをご覧ください。

35号は、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

36号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

37号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

38号は、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、貸看板用地に転用しようとする申請でございます。

39号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

40号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

議案書12ページをご覧ください。

41号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

42号は、先ほどご審議いただきました議案第2号の案件と関連した案件であり、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、牛舎を建築しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地には譲渡人の亡父親によって、数十年前に畜舎が建築されており、このたび、当該施設を借受け畜産業を営む譲受人から、これら施設及び敷地を購入したいとの申出を受け、調査した結果、違反転用であることが判明いたしました。

譲渡人からは、「この機会に正規の手続きを履行し、違反のない状態に戻したく寛大なるお取り計らいを賜りますようお願いします」との始末書が提出されております。

43号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から賃借権の設定を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

44号は、〇〇の〇〇 株式会社が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、貸工場を建築しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、今は亡き譲渡人の親族が、平成22年頃から運送会社に駐車場として貸しておりましたが、運送会社の撤退後も

そのままの状態となっているもので、申請地を売却するにあたり、専門家に調査を依頼したところ、違反転用であることが判明いたしました。

譲渡人は深く反省し、「以後このような違法行為がないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。

以上10件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局より説明がありました10件ですが、35号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。

よろしく願いをいたします。

地区委員 35号、36号、37号 問題ありません。

38号 問題ありません。

39号 問題ありません。

40号 問題ありません。

41号 問題ありません。

42号 問題ありません。

43号 問題ありません。

44号なのですが、かなり面積が大きいんで、私自身の田んぼもこの近くにあって、ここは完全に転用ができている土地だと思っていたんですけど、要は言いたいことはですねえ、来月から農地パトロールが始まるんですけど、このような違反転用を事務局がどの程度掴んでいるのか、こういう違反転用の土地を知っていたら、来月から始まるパトロールで私もいかんよと言うようにしようとは思っているんですけど。そんなことで今日じゃなくてかまいませんから、違反転用をどれくらい掴んでいるのか教えていただきたいと思います。この案件については、別段やむを得ないと思います。

議長 事務局の方でどのくらいか把握してますか。

事務局 事務局の橋田です。よろしくお願いします。

昨年度末までの数字になりますけれども、先般県の方に報告する機会がありまして、昨年度中に解消したものも含めてになりますが、約8ヘクタールくらいあったかと思います。もちろんこれ以外に把握できていないものもかなりありますが、これ(約8ヘクタール)は事務局と委員さんで是正を指導した数値の合計となります。その中から先日解消された〇〇建設さんとか、少々大規模なもので解消されたものとかもありますので、現在8ヘクタールも残っているわけではないんですが、徐々に減っていったというのは間違いございませんので、

よろしくお願いいたします。

議長 大まかな数値は先ほど事務局よりありましたが、詳細なことで聞きたいことがあれば、事務局の方へお問合せいただけたらと思います。
ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上10件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農地法第5条転用事業計画変更関係

議長 次に、議案書13ページ、議案第4号、農地法第5条の規定にかかる転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局から説明をいたします。

事務局 議案書14ページをご覧ください。
2号は、〇〇の株式会社 〇〇が、建売住宅15棟の建築を目的として、令和5年4月の総会にてご審議いただき、転用許可を受けた案件であります。顧客からの要望に基づき、区画数及び住宅の棟数を14区画、14棟へ変更しようとするものでございます。造成後の区画ごとの面積は次のページに掲載しております。
以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より説明のあった1件について、地元の委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区員委員 2号 問題ありません。

議長 地元の委員さんの方からは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議 長 次に、議案書16ページ、議案第5号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局 議案書18ページをご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書19ページから35ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、114件、面積は、34万9,108.63㎡となっております。そのうち、所有権移転は、4件、面積は、1万3,107㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案書20ページ、申請番号1199号並びに議案書32ページ、申請番号3116号及び3117号の借受人は新規就農者であり、利用権を設定する農地の地区担当委員により面接を行っていただいておりますので、地区委員から報告をしていただきたいと思います。

まず、1199号について、明比典正委員さんの方からご報告をお願いしたいと思います。

明比典正委員 今回の新規就農希望者につきまして6月12日に本庁において面接を行いました。面接を行ったのは、加藤会長と、私、明比です。当案件の申請人は〇〇の 〇〇 氏であります。

今回、〇〇の土地〇〇㎡を利用権設定で借り受け、就農しようとするものです。栽培する作物は、さつまいもです。経験がないため、知り合いの農家さんに指導を仰ぐそうです。その他、西条市での営農等について指導し面接を終了しました。

以上、報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

つづきまして、3116号及び3117号について、宇佐美好正委員さんの方からご報告をお願いしたいと思います。

宇佐美好正委員 今回の新規就農希望者につきまして6月7日に丹原サービスセンターにおいて面接を行いました。面接を行ったのは、山内委員と、私、宇佐美です。当案件の申請人は〇〇の株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 氏であります。

去年から、農事組合法人 〇〇で農作業の指導を受けております。今回、〇〇の土地〇〇㎡を利用権設定で借り受け、就農しようとするものです。栽培する作物は、夏秋きゅうりです。今後も農事組合法人 〇〇に指導を仰ぐそうです。その他、西条市での営農等について指導し面接を終了しました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

明比委員さん、宇佐美委員さんをはじめ面接に関わっていただきました委員のみなさんにつきましては、大変お忙しい中、お世話になりました。

以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。

委員の皆さんの方からこの件につきまして、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

報告承認案件

議長 それでは最後になりますが、議案書36ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和6年5月16日から、令和6年6月14日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を26件、農地法第3条取消願1件、農地法施行規則第29条第1号届出1件、非農地証明願1件、農地バンク農地登録1件、農地バンク利用登録2件を受理しております。

	以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 事務局より報告承認案件について報告がございましたが、これについて、何かご意見、質問等、ございませんでしょうか。
委員一同	異議なし。
議 長	ありがとうございます。 「異議なし」ということですので、これで報告承認案件を終了いたします。
議 長	以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。この際ですので、委員の皆さんから何かございましたら承りますが、ございませんか。
事務局	事務局の高橋です。私の方から1件ご報告をさせていただきます。 今回3条案件の〇〇から〇〇への2筆の所有権移転が認められたところであるんですけど、今年の2月に現地研修ということで〇〇の方に行かれた委員さんがいらっしゃるかと思いますが、その際に道の右側のところに現在はドッグランがあって、これが来年の3月末までには移転しますとの誓約付きで許可を行っていたんですけど、そちらの方の進展がございましたのでご報告させていただきます。 市が所有する土地が〇〇の方にあるんですけど、その市有地を（ドッグラン経営者が）2年から4年くらい借りることになりまして、まずそこへドッグランを仮移転しまして、その2年から4年の間に本移転先を探すということになりまして、先般5月に地元の〇〇の自治会に説明を行い、地元の了解を得たということで、市とドッグラン経営者が契約を行い、ドッグランも移転し、おそらく年内にはドッグランがあった場所も農地に戻ろうかと思っておりますので、進捗があったということをご報告させていただきます。
議 長	ありがとうございました。 ほかに何かありませんでしょうか。 （意見なし）
議 長	ないようでございますので本日の総会を閉会したいと思います。 慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和6年7月5日 午後2時38分